

令和 7 年度 西都市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和 7 年 6 月 1 日策定

第 1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図ることを目的とする。

第 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

第 3 対象となる施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等で、物品等の調達が可能な施設とする。

第 4 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績も踏まえ、調達件数及び調達額の増加に努めるものとする。

第 5 調達の対象物品等

障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等とする。

第 6 調達の推進方法

- （１）福祉課障害福祉係は、障害者就労施設等が受注できる物品等に関する情報を各課局へ提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- （２）物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する額を超える場合には、同項第 3 号による随意契約を積極的に活用し、障害者就労施設等からの物品調達に努めるものとする。

第 7 調達実績の公表

出納閉鎖後、前年度の物品等の調達状況を調査し、速やかに障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を公表する。